

## 桑名市上下水道事業告示第5号

次の区域を令和8年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域として定めたので、桑名都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成16年桑名市条例第157号）第3条の規定により告示する。

令和8年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

### 記

#### 賦課対象区域

大字西汰上字弥平田、大字東汰上字千倉畑、大字東汰上字大苗代、大字東汰上字井口、大字播磨字源兵衛、大字北別所字中縄、大字東方字寺屋敷、大字矢田字未之改、大字西方字霞ヶ岡、大字太夫字中条割、大字太夫字西浦、明正町、大字安永字十区割、大字安永字十一区割、大字五反田字北貝戸、大字五反田字平、大字大仲新田字屋敷前、大字大仲新田字新井水掛、大字筑紫字北浦、大字能部字北貝戸、大字西別所字山坂下の各一部